

2011年 4月 8日

関西経済連合会
会長 下妻 博 様

日本労働組合総連合会 大阪府連合会
会長 川 口 清 一

東日本大震災に関する雇用・労働問題等についての要請

3月11日に発生した東日本大震災からまもなく1ヶ月が経過しようとしています。未だ多くの方々が避難所に身を寄せられ、疲労と不安を抱えながら厳しい環境での生活を余儀なくされています。直接被災された方、避難中・復旧作業中に災害に巻き込まれた方、工場・事業所等の損壊により休業等を余儀なくされた方などが大勢いることに加え、原発事故や計画停電等による影響など、国民生活や経済活動への影響は広範かつ甚大になっています。

私ども連合・連合大阪は、被災者救援のため被災地へのボランティア派遣をただちに開始するとともに、災害に伴う雇用問題に直面している労働者からの労働相談にも対応しておりますが、雇用・労働問題については深刻な相談・要望が多数寄せられております。さらに、大阪においても、部品の調達が困難なこと等を原因として、経営に影響を及ぼしている事業所もあります。雇用の維持・安定は、社会の安定の基盤であり、被災地を含めた我が国の復興に際しても必要不可欠です。

こういう時期であるが萎縮することなく、大阪、そして関西の経済をさらに活性化させ、そのことが日本全体の復興・再生につながりますよう、ともに全力で取り組んでいただきますよう、下記の事項について要請いたします。

記

1. 雇用維持への最大限の努力

震災による影響は、直接被災した事業所だけでなく、関連企業や取引先にも拡大しつつある状況にあることから、正規労働者・非正規労働者等を問わず、震災等を理由とする解雇や雇止め等が行われないよう、会員企業に対して、以下の事項に関する理解と協力を求めています。

- (1) 企業の雇用責任の観点から、非正規労働者も含めた労働者の雇用維持に最大限努めること。また、今回の震災に伴い要件緩和された雇用調整助成金の積極的な活用もはかり、休業・出向時の賃金・休業補償に努めること。

- (2) 震災等を理由とした安易で不当な解雇は行わないこと。
- (3) 失業なき労働移動のため、産業雇用安定センターの出向等支援協力員の増員に積極的に対応するとともに、同センターによる出向・移籍等のスキームの周知をはかること。

2. 新規学卒者等への対応

- (1) 新規学卒者等の採用内定については、震災等を理由に安易に取消を行わないこと。
- (2) 内定を取り消された新規学卒者をはじめ、震災により職を失った労働者を一人でも多く雇用するよう努めること。
- (3) 来春の新規学卒者の採用活動については、被災状況にも十分に配慮すること。

3. その他

- (1) 被災地の復旧・復興に向けたボランティア活動を支援する観点から、ボランティア休暇の創設および取得しやすい環境の整備をはかること。
- (2) 福島原発事故による風評被害を防止するため、出荷制限の対象外である安全な農畜産物等については仕入れ抑制を行わないこと。

以上